

【パブリックコメント】

## 「（仮称）ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【改定版】」（素案）に関する意見を募集します

本市では、社会情勢等の変化や新たな課題に対応するため、「藤沢市人権施策推進指針」を改定します。

このたび改定素案がまとまりましたので、市民の皆さまからのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は類型化し、市の考え方を付して公表します。

### 募集期間

2022年(令和4年)10月11日(火) から 2022年(令和4年)11月10日(木)まで<必着>

### 案の閲覧および配布

募集期間中に、人権男女共同平和国際課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館で配布します。

また、市のホームページの「パブリックコメント」でも閲覧することができます。

🔍 藤沢市 パブリックコメント 実施状況

検索



[http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjo/jinken/2022\\_jinkensisin\\_pub1.html](http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjo/jinken/2022_jinkensisin_pub1.html)

### 意見を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者

### 提出方法

「（仮称）ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針【改訂版】」（素案）に対するご意見と、氏名、住所、意見を提出できる方の区分を、所定用紙又は任意の用紙にご記入の上、2022年(令和4年)11月10日(木)<必着>までに、郵送・ファクシミリ・直接持参のいずれかの方法で、人権男女共同平和国際課までご提出ください。

※市のホームページ専用提出フォームからインターネット提出もできます

※電話での受付や、提出された意見の返却はできません

### 提出先

- ◆インターネット 市のホームページ専用提出フォームから
- ◆郵送 〒251-8601  
藤沢市朝日町1-1 人権男女共同平和国際課
- ◆ファクシミリ 0466-50-8436 ※人権男女共同平和国際課あてと明記してください
- ◆直接持参 藤沢市役所 本庁舎6階 人権男女共同平和国際課  
(午前8時30分～午後5時 土曜日、日曜日、祝日を除く)

【問い合わせ】人権男女共同平和国際課 0466-50-3501(直通)

